

記載事項変更手続き

☆ 受付場所・時間

1 運転免許センター（2階 21 番窓口）

受付日	受付時間
月曜日～金曜日	9：30～11：00
	14：00～16：00
日曜日	10：30～11：30
	14：30～15：30

※ 休業日：土曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休日

2 住所地を管轄する警察署及び大型交番（内子・野村・鬼北）

受付日	受付時間
月曜日～金曜日	8：30～16：30

※ 休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休日

☆ 申請に必要なもの

1 運転免許証

2 以下の必要書類（いずれもコピーは不可。原本をご持参ください。）

変更事項	必要書類
本籍	本籍記載の住民票（提出）
氏名	住民票（提出、旧姓併記の場合は提示のみ）又はマイナンバーカード（提示のみ）
住所	住民票その他住所を確かめるに足る書類（提示のみ）

○ 住民票その他住所を確かめるに足る書類

住民票(1年以内に発行のもの)、マイナンバーカード、保険証、公共料金の請求書・領収書、消印のある郵便物等、新しい住所と氏名が記載してあるものをご持参ください。

※ 届出は原則本人のみですが、ご家族に限り代理申請もできます。

- 同居のご家族は、本人確認書類（運転免許証等）と[委任状](#)が必要
- 別居のご家族は、本人確認書類（運転免許証等）と[委任状](#)に加え、戸籍謄本（本人と代理人の関係が分かるもの）が必要

☆ 記載事項変更を理由とする免許証の再交付が可能

住所・氏名の変更等、記載事項の変更がある場合には、免許証自体の再交付を受けることも可能です（再交付の手続欄を参照してください）。

☆ 住居表示の変更に伴う記載事項の変更手続き

自治体側の決定によるものであり、居住実態等に変更がなければ、旧表示のままでも有効です。住居表示の変更後、運転免許証の更新手続き等の際に手続きを行ってください。

なお、添付書類は必要ありませんが、自治体から送付された変更通知書や変更後の住所が記載されている郵便物等があればご持参ください。

☆ 氏名への旧姓併記

氏名への旧姓併記を希望される場合は、旧姓の併記された「住民票」又は「マイナンバーカード」の提示が必要です。旧姓併記を理由として免許証の再交付を受けることもできます。